

## 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和 6 年 8 月 13 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年8月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月13日(火) 13時28分～14時40分

2. 場所 御船町保健センター 2階 研修室

3. 農業委員 (13名)

会長	1 番	富田 早苗			
会長職務代理者	2 番	藤岡 雅子 (欠席)			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	徳永 廣敏	出	9 番	本田 義昭	出
4 番	吉田 正治	出	10 番	米田 則昭	出
5 番	池田 賢治	出	11 番	荒木 義一	出
6 番	山本 利一	出	12 番	松岡 秀明	出
7 番	福島 則義	出	13 番	村上 新次	出
8 番	本田 久幸	出	14 番	大森 勝範	出

農地利用最適化推進委員 9名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	松原 茂	出	6 番	中川 桂一	出
2 番	山田 京治	出	7 番	川地 勉	出
3 番	永本 智裕	出	8 番	福嶋 研治	出
4 番	田中 榮一	欠	9 番	山本 富士夫	出
5 番	川部 裕志	出	10 番	野田 孝光	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第32号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第33号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6	議案第34号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第10条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について
7	報告第34号	農地法に係る事務処理要領に基づく工事の進捗状況報告

		書の提出について
8	報告第 35 号	農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき農地所有適格法人の報告書の提出について
9	報告第 36 号	非農地判断について
10	報告第 37 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について

#### 5. 農業委員会事務局職員

課 長 山下 直樹 課長補佐 松崎 邦寿  
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、2 番藤岡委員から欠席の連絡を受けております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員、9 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、8 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、11 番荒木委員、12 番松岡委員よろしく願いいたします。それでは、早速議案第 32 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 2 ページをお開きください。 《議案第 32 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、詳細を担当の大森委員、説明をお願いいたします。
14 番	はい、それでは、説明に入ります。7 月 31 日に福島推進委員と事務局、それと譲渡人の社長と現地を確認いたしました。説明資料にのっとり説明します。申請地の場所は、説明資料の 4 ページをご覧ください。〇〇〇〇の横の町道を嘉島方面に向かいまして、ちょうど九州自動車道と並行して走っている道になります。1 つ目の場所は、交差点の信号がありまして、右に曲がりすぐの所が 1 筆目になります。2 筆目は、その高速道路を嘉島方面に行きましてち

	<p>ようど境界の所を右折したところの 200m 程進んだ地点になります。3 筆目でございます。これは、〇〇地区のちょうど中心位の所の、地区の公民館のすぐ横になります。その計 3 筆になります。現地については、5 ページをご覧ください。上の写真ですが、申請地の地目は田になっておりますが、今までは、資材置場として利用されていたそうです。このままでは、耕作が出来ないので、土を入れてから野菜を栽培される予定です。下の写真になりますけども、鬱蒼とした森のような場所ですけども、この場所の地目は、畑になっておりますけども、竹も生えており、一部大木も生えておりますが、取得後は、伐採をして畑として、長年耕作放棄地となっておりますが、畑として復元することです。もう 1 筆については、6 ページになりますけども、申請地は、草が茫々と生えていたのを、伐採されて周りを刈り取られて、真ん中に見て分かるように、梅檀の木 3 本程生えておりますが、これも伐採してこの土地にも野菜を植える計画があります。そして 3 ページの調査書になりますが、最初の田んぼは、土を入れ替えれば大丈夫かと思いますが、あとの 2 筆は、長年農地として使っていなかったもので、環境作物の栽培を行うとのことで、話を聞いております。第 2 項の第 1 号から第 7 号までは、何ら問題なくクリアしておりますので許可相当と思っておりますので、みなさんのご判断をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、皆さん只今の説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。これは、農免沿いの自動販売機があったところですか。</p>
14 番	<p>なんかあそこは、前は資材置場として利用していたようです。ここは、土を入れ替えてからじゃないと野菜は植えられないですから。</p>
議 長	<p>このコンクリートは、隣の境界でブロックをしたとか言っていたんじゃないんですか。そのような話は聞いていませんか。</p>
14 番	<p>そのような話は、聞いておりません。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見は、ありませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、続きまして議案第 33 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをお願いします。</p>

	《議案第 33 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。5 件、12 筆ですか。申請が出ています。それでは、申請番号①番から、担当の大森委員、説明をお願いいたします。
14 番	はい、説明いたします。7 月 31 日に福嶋推進委員、事務局と代理人の方と現地を確認いたしました。説明資料の 11 ページをご覧ください。場所は、国道 443 号、以前の鳥獣保護センターへ行く場所の交差点になります。御船方面から益城方面に向かいまして鳥獣保護センターの所の交差点を左に曲がり 300～400m 程行った所の右側が申請地になります。現況については、13 ページをご覧ください。畑で作物も少し、ウコンとか野菜が少し植えてありましたが、きれいに整地されている畑でした。12 ページをご覧ください。この敷地内に 6 棟の住宅を建てる計画のようです。9 ページの事業計画なんです、小中学校や保育園等が近くにあるため立地がいいとのことでこの場所を選ばれたということで、雨水に関しては、申請地内に側溝を設けて、そこで集水し、南側の町の側溝に流す。生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置後、南側の側溝に流す計画でございます。8 ページの調査票になりますが、畑で、第 2 種農地、そして一般基準の 1～10 までの基準については全てクリアしているので該当と思われまますので、皆さんのご審議を宜しく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、皆さん只今の説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。事務局、写真をもうちよっときれいに撮影できないものかな。薄くて心霊写真のようだから。横線の入っているのは、プリンターが切れているんじゃないのかな。デジカメ、プリンターだろ。見られる写真を載せてもらわないと、お願いね。
事務局長	輪転機でまとめてするんですよ。解像度を上げてから今度から印刷しますので、よろしく申し上げます。
議 長	質問、ご意見ございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の本田委員、説明をお願いします。
9 番	はい、7 月 29 日に川部推進委員、事務局と現地確認をしました。場所は郡見坂を登りあがって、元〇〇農協支所があります。その先

	にスタンドがあります。そのスタンドから 300m 位行った所になります。その先に七滝の土地改良区事務所があります。場所的には、そのような場所になります。申請地に道路から入ると用水路がありまして、そこを通過して、道の左側に家が建ちます。右側は、よその土地になります。入り口が、少しよその土地を借りるような形になります。そこについては、お互いに承諾しているようです。浄化槽については、合併浄化槽です。用水路には、流さなくて、その土地に自然地下浸透になります。ここは、そういうところになります。そういうことでよろしくお願ひします。
議 長	終わりました、終わったんですか。
9 番	はい。
議 長	俺は、あんまり聞き取れなかった。耳が遠いのかな。では、ご質問、ご意見ございませんか。
5 番	今言われた手前は、よその土地ですか。
9 番	はい、今回は、右側の土地ですね。用水路がありまして、赤線で引いている所に家が建ちますね。そして、入り口が、ちょっと鍵の手のような形になっているでしょう。ここに書いているように斜めに入るように借りる。
5 番	話は済んでいるの。
議 長	そんなのはありなのか。
事務局	道路占用とかと一緒にあります。道路を借りるような。
事務局長	一応、都市計画区域内は、2m の接道義務ということが発生してくるのですが、ここは、上野地区で都市計画区域外というところで、建築基準法上、接道が無くても家を建てることのできるということになっておりますが、先ほど言われていた占用とか、個人、個人でやり取りしてとか、建築基準法上では、とくに支障はないということになっております。以上です。都市計画区域内でも、建築確認申請を出す時には、実際には所有権までは言われません。
議 長	なら、貸借や賃貸でいいのか。
事務局長	はい、図面上で、必ず接道している配置図を書かないと建築確認は通りません。なので、占用、若しくは貸借でも構いません。でも、はっきりしておいた方がいいので、所有権移転までしておいた方が一番いい方法と思うのですが。
議 長	その方が、あとでトラブルはないね、相手が他人だからね。
5 番	途中から、そこは貸さないとか言われるかもしれないから。
事務局長	建築基準法上は、問題ないんですが、できるならしておいた方がいい

	いのかな。
議 長	ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番、担当の吉田委員、説明をお願いします。
4 番	はい、申請番号③番についてご説明を申し上げます。7月26日に田中委員、事務局、関係者で現場を確認しました。資料については21ページ、現場につきましては、25ページをご覧ください。場所については、443号を北の方に向かいまして、交差点の〇〇〇〇〇〇〇〇から右折したところで、〇〇簡易郵便局の向かい側になります。現況の写真は28ページ、29ページをご覧ください。1番は西側から撮影した写真、2番も同じですか、3番は、現地を北の方に向かって撮った写真です。次に事業計画書になりますが、22、23ページをご覧ください。ここを3区画に区分して宅地化する計画です。位置指定道路については、先ほどの現況写真と接道します。奥に排水路を整備する予定です。雨水については、北側が下がっておりますので、北側側溝に接続します。汚水・生活排水については、同じく南側側溝に接続します。次に審査表の21ページをご覧ください。申請地は2種農地でございます。先ほど示したように3筆を総合的に開発して宅地化するという状況です。面積は804㎡ですが、一般基準については、全て満たしますので、許可相当と判断しております。29ページの写真を見るとわかりますように荒廃化が進んでいますので、業者が整備して26ページのような土地利用計画になる予定です。皆さんの審議をよろしく申し上げます。以上です。
議 長	はい、それでは、ご質問、ご意見はありませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、これも吉田委員の担当ですので、説明をお願いします。
4 番	はい、説明します。7月26日田中推進委員、事務局、関係者と現地を確認しました。現地につきましては、34ページをご覧ください。具体的に言いますと、〇〇〇〇の東側です。443号と挟まれた地域です。現況の写真については、37ページ、38ページで確認が取れるかと思えます。〇〇〇〇のイメージは、4番の写真に柵が映

	<p>っていて、場所が分かると思います。この周辺は、宅地化がされており、農地は、一部だけしか残っておりません。宅地化が迫っている状況です。事業計画については、34 ページをご覧ください。計画内容は、申請地を開発して宅地分譲 5 区画が計画されています。具体的には 35 ページになります。〇〇〇〇、〇〇〇〇の入口の方から道路を新設し、申請地の方に確認していただきたいと思います。中の方に、宅地を囲んで道路が設ける計画です。雨水については、申請地の中央付近に側溝を設けて〇〇〇〇の方に放流するということになります。給水、生活雑排水については、新設道路を使って既設の管に繋げる計画になります。最後に審査表の 31 ページをご覧ください。この場所は第 3 種農地であります、田 2 筆、取付け道路を 5m 設け、奥の田んぼを転用する。審査表の中にもありますように、何ら支障はないということで、7 月の町の開発審査会でも審査された事項でもあります。私の方からは以上です。総合的に見て許可相当と判断します、皆さんのご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、それでは、ご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤番、4 筆かな、これも吉田委員ですので、説明をお願いします。</p>
4 番	<p>申請番号⑤番、これにつきましては、6 月総会時に報告しております、場所については、再確認になりますが、現在、物流倉庫が建設中であり、その西側、ホームセンター〇〇〇〇の北側、いわゆる〇〇川沿いの敷地になります。これについて先般の報告の時には、原状に復するということがでしたが、現場を見た限り、物流センターの集積土が、まだ集積してあった状況でした。それにつきましては、業者の方から 7 月 31 日に原状に復したと報告があがっております。新しい状況として報告します。細部につきましては、以前に報告したとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。〇〇〇〇〇〇〇の場所に土砂を積んであるのは、どうしたのか。</p>
事務局	<p>相手先には電話して、今月、土砂置場になっている場所については、申請書を提出することの報告を受けています。今回の申請地の裏の方の申請地において、始末書が提出されることになっております。</p>
議 長	<p>今回の申請地において、掘り下げた土砂についても、〇〇〇〇〇〇〇〇</p>



	の場所に積んでいる訳だろ。
事務局	6月の総会の時に、写真では、道路並みになっていた土砂が、そのまま5月総会の時に、農振除外の審議があっている〇〇〇〇〇〇の開発地の方に。
議長	結局、どっちが〇〇〇〇〇〇の開発地の方に。
事務局	詳しくは、こちらでは今のところ把握しておりませんが、
議長	そこのところは、詳しく状況を聞いて下さい。
事務局	そこのやり取りは、お互いやっていると思いますが、こちらには、はっきりとしたことは分かりません。
議長	どういうことか、聞いて下さいよ。〇〇〇〇〇〇に言う時も、これじゃいけない時に、何でこんな話が、こんな状況になったのか、これからも、このような業者は、出てくるから。
事務局	その件は、来月また、現地立会がありますので、詳細に確認して報告します。以上です。
議長	見切り発車して、始末書を添付するとどうにかなるからと思っているだろうから。今までがそういう方向性でしょう。彼らは。
事務局	確認します。
議長	決は取ったかな。取ってないよね。それでは、許可相当と思われる方の挙手を、改めて、これは前回出た案件ですけども、原状復旧が出来ているそうです。そういった方向で事務局とやり取りをしていたのですが、現地は復旧できているので、担当からあったように、問題は無いということです。改めてお尋ねしますが、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第34号を提案します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の6ページをお願いします。 《議案第34号を説明》
議長	はい、それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。それでは、承認いただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認といたします。続きまして報告第32号から通して事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、議案書の10ページをお願いします。

	<p>《報告第 34 号の説明》</p> <p>《報告第 35 号の説明》</p> <p>《報告第 36 号の説明》</p> <p>《報告第 37 号の説明》</p>
議 長	<p>はい、それでは、今の報告事項に対して、ご質問ございませんか。私からちょっといいかな。今回報告した法人は、グラウンドで幼稚園かなんか、始める時に立ち上がった法人かな。その時、事務局長はいたかな。代表を 2 名呼んで聞き取りをしたことがあったよね。事務局長は、その時はいなかったかな。</p>
事務局長	<p>圃場とか、そういう場所は、その時に確認したかな。</p>
議 長	<p>この実績が 0 でも法人の資格はあるのかな。その頃からすると、もう何十年位になるかな。地震の前だから。</p>
事務局	<p>あの基本、この農地所有適格法人の報告書が提出されたのは、土地を所有している、営農がされている、販売にこだわる必要はないからですね。営農がされていれば、所有適格法人。完全になくなれば、法人を廃止なり、解散なり。</p>
議 長	<p>あれは、何だったかな。あれが立ち上げではなかったんだよね。実際、法人があるのか分からないで、役場に 2 名呼んだことがあるから。</p>
事務局	<p>その当時ですか。これについては、書類を提出してもらうだけ。直接相手からいろいろ聞く訳ではございません。各法人に対しては。</p>
議 長	<p>確認のために、〇〇会長の時に。</p>
事務局	<p>ここに書いてありますように、売り上げ高につきましては、〇〇円の見込みと。</p>
議 長	<p>〇〇円なんて、そんなことはあるわけないでしょう。報告事項に対して、他にご質問ございませんか。これで、本日の議事は、終了いたしました。事務局から連絡があれば。</p>
事務局	<p>&lt;その他報告について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画の概要及び実施時期等について</li> <li>・農業委員会新任委員研修会の新任委員の参加について</li> <li>・熊本県農地利用最適化推進記念大会の委員の参加について</li> <li>・最適化活動の活動記録簿の留意事項について</li> <li>・農地パトロール（利用状況調査）の実施について</li> </ul>
議 長	<p>これで本日の総会は、終了します。失礼します。</p>

上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。

11 番

12 番